

新旧対照表

○北海道青少年健全育成条例施行規則

新	旧
<p>(自動販売機等管理者の要件)</p> <p>第6条 条例第25条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 20歳以上であること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2)</u> その管理する自動販売機等が設置されている市町村の区域内に居住していること。</p>	<p>(自動販売機等管理者の要件)</p> <p>第6条 条例第25条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 20歳以上であること。</p> <p><u>(2) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。</u></p> <p><u>(3)</u> その管理する自動販売機等が設置されている市町村の区域内に居住していること。</p>